

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第124号

京都市公舎管理規則の一部を改正する規則

京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び雇人」を削り、同条第2項中「前項」を「公舎の貸与を受けた者は、親族」に改める。

別表職員公舎の款保健福祉局の項中

葬儀事務所管理人室	1	を削り、
生活館管理人室	1	

「地蔵山、大日山共葬墓地管理人室 各1」を

地蔵山、大日山共葬墓地管理人室	各1	に改め、同表職員寮の款保健福祉局
京北病院医師住宅	1	

の項中 「桃陽病院看護師寄宿舍 1」を

桃陽病院看護師寄宿舍	1	に改める。
京北病院看護師寄宿舍	1	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)